平成２２年（フ）第１１９８号
広島県東広島市西条御条町４番45―808号
債務者　三ノ京千秋
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７９号
広島市安芸区上瀬野南１丁目2015番地
債務者　西山勢津子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５６号
広島市佐伯区五日市町大字上河内1671番地の１
債務者　加藤　光子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５７号
広島市佐伯区五日市町大字上河内1671番地の１
債務者　加藤　貞三
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５０号
広島市西区天満町６番８―1107号
債務者　秋元　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５８号
広島市佐伯区美の里１丁目８番22―325号
債務者　松下　一男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３７号
広島市東区福田２丁目4353番地　エクシア88―102
債務者　谷口　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４６号
広島市中区河原町４番15―501号
債務者　池田　　哲
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５５号
広島市中区吉島西３丁目４番39―401号　３号棟
債務者　山縣加寿美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６５号
広島市西区小河内町２丁目７番５号　Ｙビル404号、住民票上の住所広島市西区中広町１丁目９番17―401号
債務者　見藤久美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
鹿児島県曽於市財部町下財部2266番地
債務者　上村　千里
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３９号
広島県豊田郡大崎上島町沖浦469番地１
債務者　岩崎　昭弘
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４０号
広島県豊田郡大崎上島町沖浦469番地１
債務者　岩崎美津枝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４１号
広島県呉市広小坪１丁目65番10号
債務者　福井　広道（旧姓國安）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４２号
広島県呉市西愛宕町２番８号
債務者　佐藤　廣喜
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２号
広島県竹原市竹原町2495番地４
債務者　中吉　宏道
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３３号
山口県美祢市秋芳町別府2344番地
債務者　重本　五月
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係